

【元請・下請間における建設業法令遵守について】

I 請負契約上の法令遵守事項	
1. 見積条件の提示-----	1
2. 書面による契約締結-----	2
2-1. 当初契約-----	2
2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約-----	3
2-3. 工期変更に伴う変更契約-----	4
3. 不当に低い請負代金-----	4
4. 指値発注-----	4
5. 不当な使用材料等の購入強制-----	5
6. やり直し工事-----	5
7. 赤伝処理-----	5
8. 工期-----	6
9. 支払保留-----	6
10. 長期手形-----	7
11. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存-----	8
II 工事現場における法令遵守事項	
1. 工事現場への主任技術者・監理技術者の配置-----	10
2. 主任技術者・監理技術者の専任が必要な工事-----	10
3. 専門技術者の配置が必要な工事-----	11
4. JV工事における技術者配置-----	12
5. 一括下請負の禁止-----	13
6. 無許可業者に下請負する場合の制限-----	14
7. 監理技術者資格者証-----	15
8. 施工体制台帳・施工体系図の作成が必要となる工事-----	15
9. 特定建設業者に課せられる下請負人に対する指導義務-----	16
III 建設業法に違反すると	
1. 建設業法の目的-----	17
2. 違法行為発生の3要因-----	17
3. 監督処分-----	17
IV 関係法令等	
1. 独占禁止法との関係-----	19
2. 労働者派遣法-----	19
3. 下請代金等未払認定制度-----	19
4. 参考となるホームページのURL-----	20
○社会保険等未加入対策について-----	21

I 請負契約上の法令遵守事項

1. 見積条件の提示

見積条件は、工事内容・工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません

建設業法 第20条第3項

- ・ 契約書に記載することを義務付けられている事項（14項目）のうち請負代金の額を除くすべての事項についての提示が必要です。
- ・ 工事内容について、最低限明示すべき事項は次のとおりです。

① 工事名称	⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
② 施工場所	
③ 設計図書（数量等を含む）	⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
④ 下請工事の責任施工範囲	⑧ 材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項
⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程	

（法令違反のおそれがある事例）

- ・ 不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた

下請負人が見積りをするために必要な一定の期間を設けなければなりません

建設業法 第20条第3項、建設業法施行令 第6条

下請工事の予定価格の額	見積期間
① 500万円に満たない工事	中 1日以上
② 500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10日以上
③ 5,000万円以上の工事	中 15日以上

※ 予定価格が②、③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内に限り短縮することができます。

（法令違反となる事例）

- ・ 法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた

2. 書面による契約締結

2-1 当初契約

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、着工前に相互に交付しなければなりません

建設業法 第19条第1項

(法令違反となる事例)

- ・ 下請工事に関し、書面による契約を行わなかった
- ・ 工事着手後又は工事終了後に書面契約を相互に交付した

契約書には建設業法で定める一定の事項（14項目）を記載することが必要です

建設業法 第19条第1項

契約書に記載しておかなければならない重要事項14項目

① 工事内容（〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けましょう。）
② 請負代金の額
③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
④ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
⑥ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑭ 契約に関する紛争の解決方法

一定規模以上の解体工事等、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）対象工事は、さらに以下の事項の記載が必要です。

① 分別解体等の方法
② 解体工事に要する費用
③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
④ 再資源化等に要する費用

契約書の作成方法

公共工事・民間工事とも契約内容を次のいずれかの書面で作成してください。

① 契約書
② 注文書・注文請書 + 基本契約書
③ 注文書・注文請書 + 基本契約約款

(注) 重要記載事項14項目は必ず記載してください。

2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です

建設業法 第19条第2項

- ・ 追加・変更契約を行う場合でも、追加・変更工事の開始に先立ち、当初契約を締結した際と同様にその変更内容を書面に記載し、署名及び記名押印して相互に交付しなければなりません。
- ・ 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応
工事状況により、直ちに確定できない場合は、以下の①～③のすべての事項を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行いましょう。

- | |
|------------------------------------|
| ① 追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容 |
| ② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期 |
| ③ 追加工事等に係る契約単価の額 |

(法令違反となる事例)

- ・ 追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった
- ・ 追加工事等の施工を指示したが、発注者との契約変更手続きが未了であることを理由として、下請契約の変更に応じなかった
- ・ 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の工期が当初契約の工期より短くなり、残された工期内に工事を完了させるため労働者の増員等が必要となった場合に、下請負人との協議にも応じず、元請負人の一方的な都合により変更の契約締結を行わなかった

2-3 工期変更に伴う変更契約

工期変更により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です

建設業法 第19条第2項

(法令違反となる事例)

- ・ 工期の変更に伴い下請工事の費用が増加したが、書面による契約を行わなかった

3. 不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません

建設業法 第19条の3

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した
- ・ 契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆して、下請負人との従来の取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結した
- ・ 下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させた
- ・ 契約後に、取り決めた請負代金を一方的に減額した

4. 指値発注

一方的に決めた請負代金の額を提示（指値）し、その額で請負契約を締結してはいけません

建設業法 第19条第1項、第19条の3、第20条第3項

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した
- ・ 合理的証拠がないにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した
- ・ 複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した

(法令違反となる事例)

- ・ 元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した
- ・ 見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した

5. 不当な使用材料等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません

建設業法 第19条の4

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 下請契約の締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった
- ・ 下請契約の締結後、元請負人が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における損害を受け、その結果、従来から継続的取引関係にあった販売店との取引関係が悪化した

6. やり直し工事

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、元請下請間で十分な協議を行う必要があります

建設業法 第19条第2項、第19条の3

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

7. 赤伝処理

元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

建設業法 第19条、第19条の3、第20条第3項

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 下請代金の支払の際、一方的に提供、貸与した安全衛生保護具等の費用、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- ・ 下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舍使用料等を実際にかかった金額より過大に差し引いた
- ・ 建設廃棄物の発生がない下請工事の下請負人から、建設廃棄物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引いた
- ・ 元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引いた
- ・ 元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から差し引いた

8. 工期

工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結することが必要です

建設業法 第19条第2項、第19条の3

(法令違反のおそれがある事例)

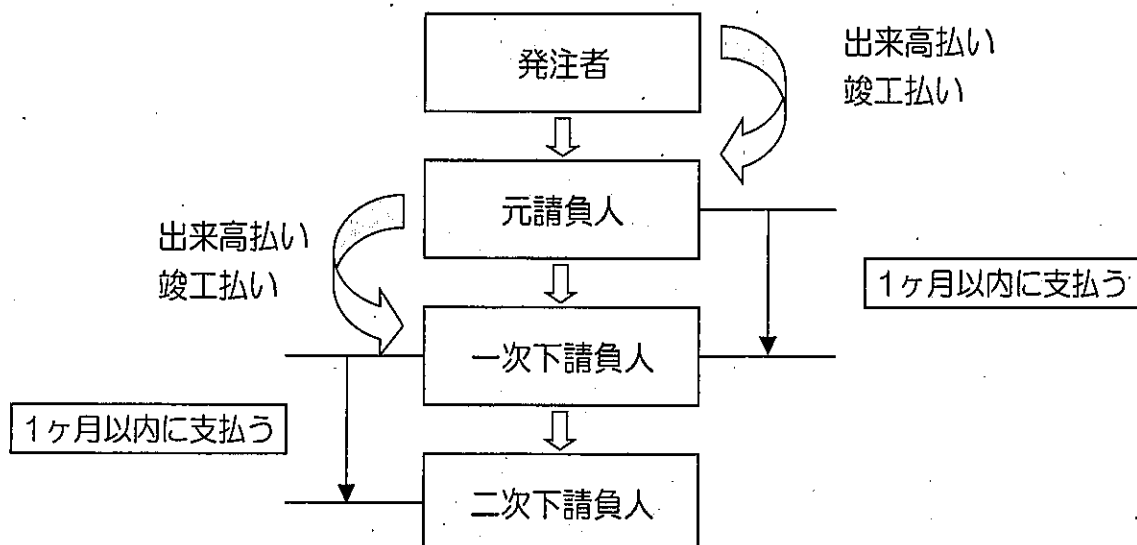
- ・ 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・ 元請負人の不十分な施工管理等により下請工事の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・ 元請負人の都合により、下請工事が一時中断され、工期を延長した場合において、その間も元請負人の指示により下請負人が重機等を現場に待機させ、又は技術者等を確保していたにもかかわらず、これらに伴って発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた

9. 支払保留

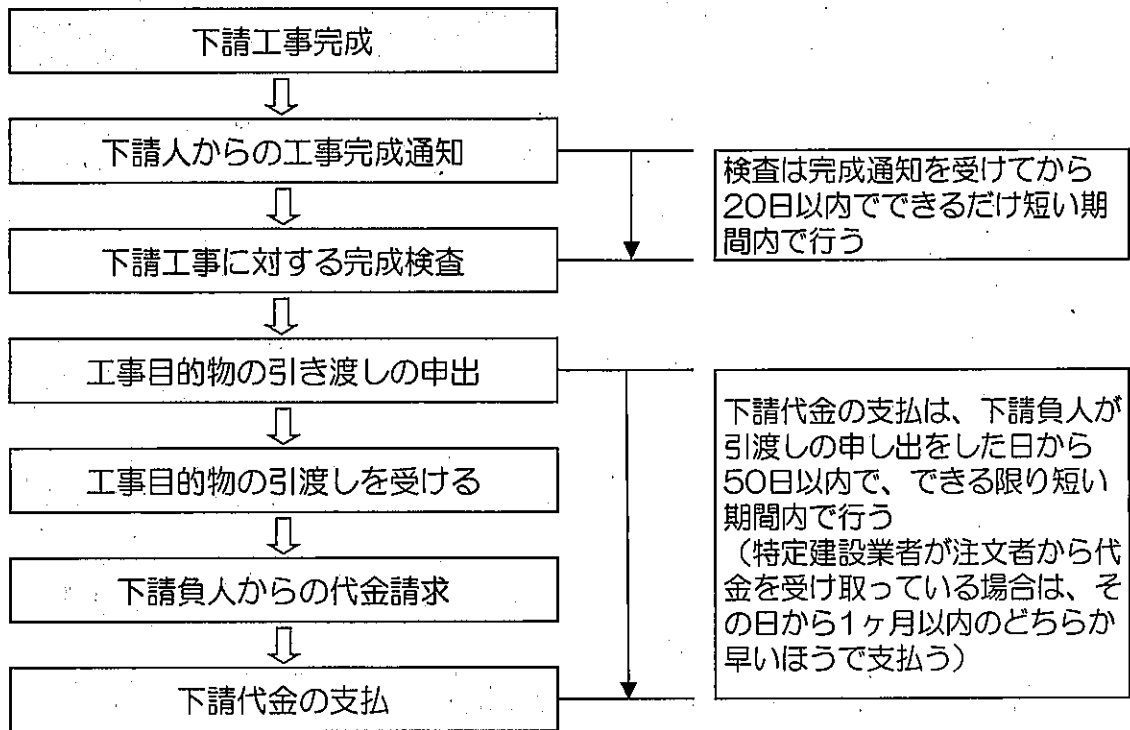
- ・ 注文者から代金の支払を受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつできるだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- ・ 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があつてから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません

建設業法 第24条の3、第24条の5

【上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けた場合】



【特定建設業者が資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合】



(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 工事目的物の検査、引渡しを終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない
- ・ 建設工事の前工程である基礎工事、土工事、鉄筋工事等について、それぞれの工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを完了したが、工事全体が終了（発注者への完成引渡しが終了）するまでの長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない
- ・ 工事全体が終了したにもかかわらず、元請負人が他の工事現場まで保留金を持ち越した

10. 長期手形

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません

建設業法 第24条の5第3項

(法令違反のおそれがある事例)

- ・ 特定建設業者である元請負人が、120日を超える割引困難な長期手形により下請代金を支払った

11. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、営業に関する図書とともに保存しなければなりません

建設業法 第40条の3

帳簿の保存義務

- ① 営業所ごとに、帳簿を備え、10年間又は5年間保存することが必要
(発注者と締結した住宅を新築する建設工事にかかるものは10年間、それ以外は5年間)

建設業法施行規則 第28条第1項

帳簿の記載事項

- ① 営業所の代表者の氏名、営業所の代表者となった年月日
- ② 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ・ 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ・ 注文者と請負契約を締結した年月日
 - ・ 注文者の商号・名称(氏名)、住所、許可番号
 - ・ 請け負った建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日
 - ・ 工事目的物を注文者に引渡した年月日
- ③ 発注者(宅地建物取引業者を除く。)と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する事項
- ・ 当該住宅の床面積
 - ・ 建設瑕疵負担割合(発注者と複数の建設業者の間で請負契約が締結された場合)
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の名称(資力確保措置を保険により行った場合)
- ④ 下請負人と締結した下請契約に関する事項
- ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ・ 下請負人と下請契約を締結した年月日
 - ・ 下請負人の商号・名称、住所、許可番号
 - ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日
 - ・ 下請工事の目的物について下請人から引渡しを受けた年月日
- ⑤ 特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結したときは、上記の記載事項に加え、以下の事項
- ・ 支払った下請金額の額、支払年月日及び支払手段
 - ・ 支払手形を交付したとき---その手形の金額、交付年月日及び手形の満期
 - ・ 下請代金の一部を支払ったとき---その後の下請代金の残額
 - ・ 遅延利息を支払ったとき---その額及び支払年月日

建設業法施行規則 第26条第1項

帳簿に添付しなければならない書類

- | |
|--|
| ① 契約書若しくはその写し又はその電磁的記録 |
| ② 特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写しを添付 |
| ③ 特定建設業者が元請工事について、3,000万円（建築一式工事の場合4,500万円。一次下請負人への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した場合は、工事完成後に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分を添付 <ul style="list-style-type: none">・ 自社が実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名及びその有する監理技術者資格・ 自社が監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格・ 下請負人の商号又は名称及び許可番号・ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期・ 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格・ 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格 |

建設業法施行規則第26条第2項、第3項、第6項

保存義務のある営業に関する図書

- | |
|---|
| ① 完成図（建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。） |
| ② 工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録（相互に交付したものに限る。） |
| ③ 施工体系図（発注者から直接請け負った建設工事について、3,000万円（建築一式工事の場合4,500万円。）一次下請負人への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した特定建設業者の場合のみ。 |

建設業法施行規則第26条第5項、第8項、第28条第2項

発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書を10年間保存することが必要です。

※上記の帳簿・図書は電磁的記録によることも可能。

（法令違反となる事例）

- ・ 建設業を営む営業所に帳簿及び添付書類が備付けられていなかった
- ・ 帳簿及び添付書類は備付けられていたが、5年間保存されていなかった
- ・ 発注者から直接請け負った建設工事の完成図書の営業に関する図書が、10年間保存されていなかった

II 工事現場における法令遵守事項

1. 工事現場への主任技術者・監理技術者の配置

工事現場には主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません

建設業法 第26条第1項、第2項

主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません。

※ 主任技術者及び監理技術者については、工事を請け負った建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

違反した場合⇒15日以上営業停止処分

2. 主任技術者・監理技術者の専任が必要な工事

個人住宅を除くほとんどの工事では、請負代金が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、その工事現場に専任しなければなりません

建設業法 第26条第3項、建設業法施行令 第27条

「主任技術者又は監理技術者の専任が求められる工事」とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事1件の請負代金の額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上のものと定められています。発注者が公共機関でない、いわゆる民間工事が含まれており、個人住宅を除くほとんどの工事とその対象となっています。なお、注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の額に加えた額で判断します。

「営業所の専任技術者」は、専任を要する現場の主任技術者又は監理技術者になることはできません

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積り等）を行うことがその職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、所属営業所の近隣工事の主任技術者等との兼務が前述の職務を適正に遂行できる範囲で可能な場合には現場の技術者となることもできますが、近隣工事であっても工事現場への専任を要する工事の主任技術者等と兼務することはできません。

違反した場合⇒指示処分⇒指示処分に従わない場合
7日以上の営業停止処分

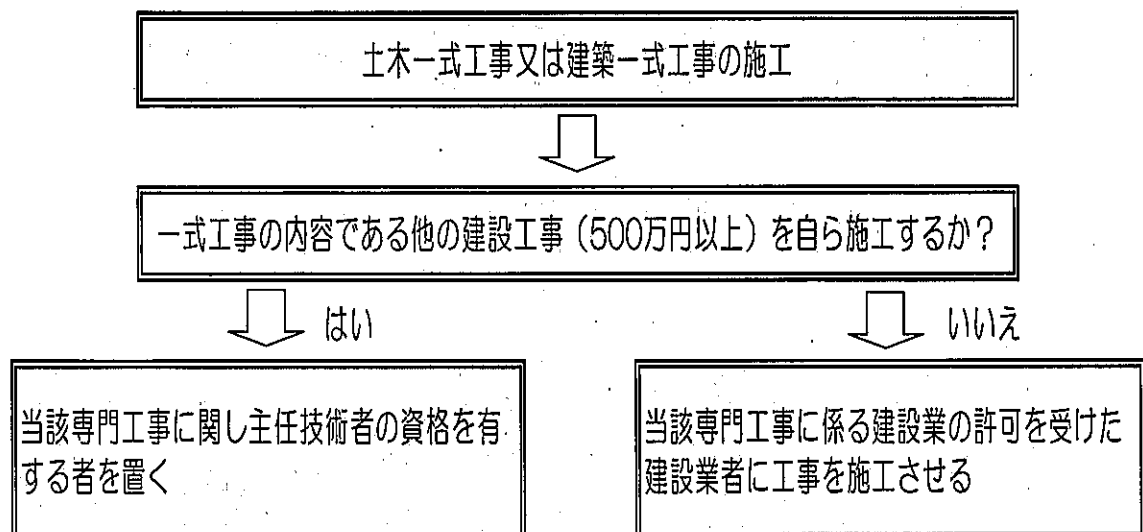
3. 専門技術者の配置が必要な工事

「一式工事に含まれる専門工事」又は「附帯工事」を自ら施工する場合には「専門技術者」を配置しなければなりません。

建設業法 第26条の2、第4条

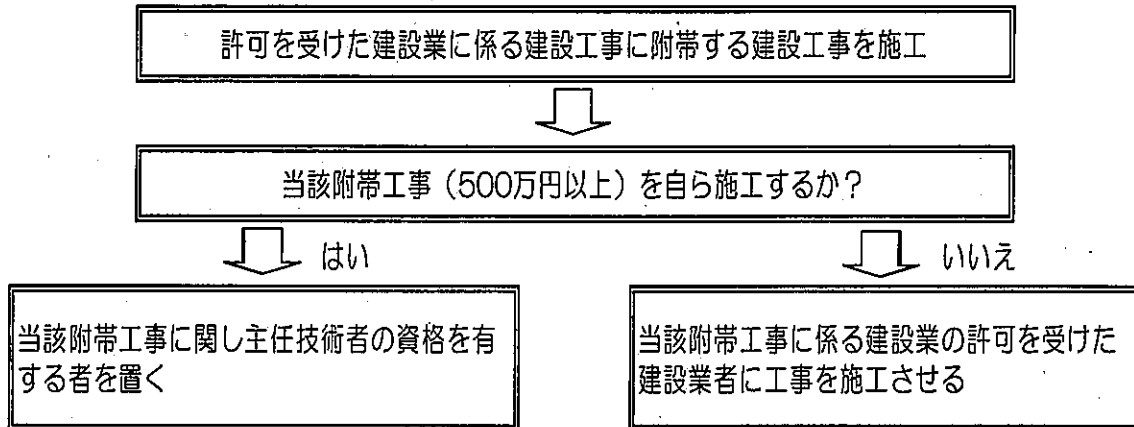
一式工事における「専門技術者」

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の内容である他の建設工事（例えば、住宅建築工事を施工する場合の屋根工事、電気工事等の一式工事の内容となる専門工事）を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。



「附帯工事」における専門技術者

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（例えば、建築物の電気配線の改修に伴い、必要が生じた内装仕上工事等）を自ら施工しようとするときは、当該附帯工事の専門技術者を工事現場に置かなければなりません。



4. JV工事における技術者配置

JV（建設工事共同企業体）工事では、すべての構成員が技術者を現場に配置しなければなりません

建設業法 第26条第1項、第2項及び第3項、監理技術者制度運用マニュアル
共同企業体運用準則

建設工事は、一つの企業が発注者から請け負うのが通常ですが、複数の企業が共同企業体を結成して請け負う場合もあります。

共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が施工しようとする工事にふさわしい技術者を工事現場に適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければなりません。

上記のことから、複数の企業が共同企業体を結成して建設工事を請け負った工事（建設工事共同企業体工事）を施工する場合には、共同企業体のすべての構成員が、施工方式や下請金額に応じて主任技術者等の技術者を工事現場に配置しなければならないこととしているのです。

共同企業体の方式	
特定建設共同企業体	経常建設共同企業体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工事の施工を目的として工事毎に結成 ・ 工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模かつ技術難度の高い工事が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注機関の入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同様に一定期間、有資格業者として登録

共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率	
特定建設共同企業体	経常建設共同企業体
・代表者は、施工能力の大きい者で、出資比率は、構成員中最大	・代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定

共同企業体の施工方式と配置技術者	
甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
・全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式	・各構成員で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式
・下請契約の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業者である構成員1社以上が監理技術者を設置	・共同企業体工事全体の取り扱いに加えて、分担工事に係る下請契約の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は監理技術者を設置

5. 一括下請負の禁止

一括下請負はしない、させない

建設業法 第22条

一括下請負の禁止

- ・発注者からの信頼の裏切り
- ・中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化
- ・商業ブローカー的不良業者の輩出

「下請工事への実質的な関与」が認められるためには

- ・自社の技術者が下請工事の

- | | |
|------------|--------------|
| ① 施工計画の作成 | ④ 完成検査 |
| ② 工程管理 | ⑤ 安全管理 |
| ③ 出来型・品質管理 | ⑥ 下請業者への指導監督 |

等について、主体的な役割を現場で果たしていることが必要

- ・発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

- | | |
|-----------|-------------|
| ⑦ 発注者との協議 | ⑨ 官公庁等への届出等 |
| ⑧ 住民への説明 | ⑩ 近隣工事との調整 |

等について、主体的な役割を果たすことが必要

一括下請負は、公共工事については全面禁止、民間工事も原則禁止

- ・ 一括下請負は、公共工事については全面禁止されています。
- ・ 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設の工事）についても一括下請負が全面禁止されることとなりました。

「一括下請負の責任」は注文者も請負者も問われます

- ・ 一括下請負の禁止に違反した場合には、当該下請工事の注文者（元請）だけでなく請負人（下請）も監督処分の対象となります。下請間でも一括下請負は禁止されています。

違反した場合⇒15日以上の営業停止処分

6. 無許可業者に下請負する場合の制限

無許可業者に下請代金が500万円以上の建設工事を下請負してはなりません（建築一式工事の場合は1,500万円以上）

建設業法 第3条、28条第1項第6号、建設業法施行令 第1条の2

- ・ 建設業を営む者は、「軽微な建設工事」を請け負うことのみを営業とする者を除き、建設業の許可を受けなければなりません。このことは、発注者から直接請け負う場合でも、他の建設業者から請け負う場合でも変わりはありません。

【軽微な建設工事】とは、工事1件の請負代金の額が

- 建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

※ 注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格（運送賃含む。）を加えた額で判断します。請負代金の額には、消費税や地方消費税を含みます。

なお、同一の無許可業者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合には、各契約の請負代金の額の合計額で判断します。

違反した場合⇒7日以上の営業停止処分
(無許可業者に対しては、3日以上の営業停止処分)

7. 監理技術者資格者証

監理技術者は、発注者から請求があればその監理技術者資格者証を提示しなければなりません。

建設業法 第26条第4項、第5項、監理技術者制度マニュアル

- 元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。
- 上記により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者証を提示しなければなりません。

（平成27年4月1日から代金額に関わらず必要）

8. 施工体制台帳・施工体系図の作成が必要となる工事

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、施工体制台帳・施工体系図を作成し、適切な現場管理を行わなければなりません

建設業法 第24条の7、建設業法施行令 第7条の4
建設業法施行規則 第14条の2～7

- 「施工体制台帳・施工体系図」を整備しなければならない工事

施工体制台帳等は、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者と一次下請業者との間で締結した「建設工事の請負代金（税込み）」の総額が3,000万円（ただし、建築一式工事は4,500万円）以上となった場合に公共工事、民間工事を問わず必ず作成しなければなりません。

※ 一次下請業者への下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる工事を発注者から直接請け負うためには特定建設業の許可が必要です。

- 「施工体制台帳・施工体系図」を活用した現場管理を行いましょう

施工体制台帳作成工事においては、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該台帳の作成等を通じて施工体制を的確に把握しなければなりません。

施工体制台帳を機械的に作るだけでなく、下請負人から報告される内容に不備があれば確認を行ったり、末端に至るまでの下請契約を当該下請工事の着工前までに書面で締結させる等、下請負人に対する適切な指導を行うことで、適正な施工体制の確立に努める必要があります。

・ 施工体制台帳の記載内容と添付書類

① 工事内容と建設業許可 ② 配置技術者の氏名と資格 ③ 請負契約関係
(添付書類) ① 発注者との請負契約書の写し 作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し ② 下請契約書の写し 1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結したすべての請負契約書の写し
③ 元請監理技術者(専門技術者)関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証の写し) ・ 監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し) ・ 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

違反した場合⇒7日以上営業停止処分

9. 特定建設業者に課せられる下請負人に対する指導義務

建設工事の下請負人の法令遵守を徹底するため、特定建設業者は、末端までのすべての下請負人に対する指導業務を適切に行うよう努めなければなりません

建設業法第24条の6、建設業法施行令第7条の3

- ・ 特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。

※ 直接下請業者だけでなく、工事に携わるすべての下請業者が対象となります。

特定建設業者の責務とは

① 下請業者に法令遵守指導の実施
② 下請業者の法令違反については是正指導の実施
③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

Ⅲ 建設業法に違反すると

1. 建設業法の目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。

(建設業法第1条)

- 1. 建設業を営む者の資質の向上
- 2. 建設工事の請負契約の適正化



- 1. 建設工事の適正な施工を確保
- 2. 発注者の保護
- 3. 建設業の健全な発達を促進



公共の福祉の増進

2. 違法行為発生の3要因

1. ルールを守る意識（遵法意識）の欠如

2. 従業員にルールを守らせる取り組み（内部統制）の欠如

3. ルールを知らない（法令の不知）

3. 監督処分

建設業を営む者（無許可業者を含む）が建設業法や入札契約適正化法に違反すると、建設業法上の監督処分の対象となります。

指示処分（建設業法第28条第1項、第2項）

建設業法に違反すると、監督行政庁（国土交通大臣（地方整備局等）又は都道府県知事）による指示処分の対象になります。

指示処分とは、法令違反や不適正な事実を是正するために、企業がどのようなことをしなければならぬか、監督行政庁が命令するものです。

営業停止処分（建設業法第28条第3項）

指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象となります。一括下請負の禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合など、その事実において、情状が重く、指示処分のみでは十分でない場合や指示処分に従わない場合には、営業停止処分となります。

営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可取消処分（建設業法第29条）

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取消しが行われます。

一括下請負の禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消しとなります。

IV 関係法令等

1. 独占禁止法との関係

建設業法の規定のうち、不公正な取引方法として独占禁止法違反となるものについては、公正取引委員会が排除措置といった処分を行います。

・ 不当に低い請負代金での契約強制	建設業法第19条の3
・ 不当な使用資材等の購入強制	// 第19条の4
・ 下請代金の未払い	// 第24条の3第1項
・ 完成検査、目的物引渡し未了	// 第24条の4
・ 特定建設業者の割引困難手形の交付	// 第24条の5第3項
・ 特定建設業者の下請代金の未払い	// 第24条の5第4項



建設業法の監督行政庁である国土交通大臣（地方整備局等）又は都道府県知事は、公正取引委員会に対し措置請求ができる（建設業法第42条）

2. 労働者派遣法

労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）第4条において、建設業務については、労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

このため、建設業を営む者が自社従業員を建設現場に派遣し、派遣先の指揮命令の下に従事させることは、この規定に違反する可能性があります。

3. 下請代金等未払認定制度

下請業者等より未払いの申立等があり、県工事の入札参加資格を有している建設業者が、公共工事等において下請代金等の未払いの事実があると認定された場合、県工事への入札参加を規制する制度を平成21年11月より設けています。

申立件数	14件（うち解決件数 6件）
入札参加規制（実績）	3件

4. 参考となるホームページのURL

- ① 建設業法令遵守ガイドライン（第4版）（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/common/001059098.pdf>
- ② 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/common/000170100.pdf>
- ③ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/common/000216921.pdf>
- ④ 地域建設業経営強化融資制度（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000011.html
- ⑤ 新労務単価フォローアップ相談ダイヤル（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000204.html
- ⑥ 建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分の基準（長崎県）
<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/kyoka/kantoku.pdf>
- ⑦ 下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制に関する取り扱い（長崎県）
http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~koukei/koukeihan/6simeiteisi/21kenki468_sitaukekisei.pdf
- ⑧ 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（長崎県）
<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2014/03/1394167468.pdf>
- ⑨ 現場代理人の取扱いについて（長崎県）
<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2014/03/1395911195.pdf>

○社会保険等未加入対策について

1. 社会保険等加入義務がある営業所

社会保険や労働保険は、労働者が安心して働くために必要な制度であり、このため、強制加入の方式がとられています。

保険加入義務のある営業所とは

健康保険、厚生年金保険 法人の場合は、すべての事業所 個人経営の場合は、常時5人以上の従業員を使用する事業所
雇用保険 労働者を1人以上雇用する事業所 (個人経営、法人にかかわらず)

2. 社会保険等未加入対策

建設産業においては、雇用、医療、年金保険について、未加入の企業が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、建設産業の関係者を挙げて社会保険未加入問題に対する総合的な対策を進めています。

(1) 行政、建設業者団体、関係団体等による推進協議会の設置

社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、社会保険未加入対策推進協議会を平成24年5月より設置、開催しています。

(2) 建設業許可部局等による社会保険未加入企業への対応

(平成24年7月～)

- ・ 経営事項審査における保険未加入企業に対する減点幅の拡大

(平成24年11月～)

- ・ 建設業の許可申請書の添付資料への保険加入状況の追加
- ・ 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加
- ・ 許可時、経営事項審査時等に加入状況を確認、指導
- ・ 指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

(平成26年度～)

- ・ 平成26年度からの県工事における入札参加資格要件に保険加入を追加

今後の目標（平成29年度～）

- ・「許可業者が100%加入すること」
- ・「未加入者の工事現場からの排除」

3. 法定福利費の確保

（1）行政の取り組み

- ・平成24年4月～

事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施しています。

- ・平成25年4月～

平成25年度公共工事設計労務単価については、建設作業を担う技能労働者全員が社会保険等に参加するために必要な法定福利費相当分（本人負担分）を反映しています。

前年度と比べ、全国平均で約15%の上昇となっています。

（2）建設業界における見積時の法定福利費の明示

平成25年9月26日、第3回社会保険未加入対策推進協議会で、法定福利費が内訳明示された標準見積書の一斉活用の申し合わせを行いました。

（申し合わせの内容）

- ・この取組は、元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決していない。
- ・標準見積書の活用等により、法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を一斉に開始する。

